

2022年12月5日

報道関係者各位

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会

レベル4制度の意義と JUIDA の果たす役割について 理事長メッセージ

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（所在地：東京都文京区、理事長：鈴木真二 以下：JUIDA）は、本日12月5日に施行された改正航空法の意義と、今後 JUIDA が果たす役割などをまとめました。また JUIDA から会員のみなさまに向けてお届けするメッセージ、登録講習機関として登録が完了している JUIDA 認定スクール一覧もお知らせします。

1. レベル4制度の意義と JUIDA の果たす役割について

改正航空法の施行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

我が国では、本年12月5日の改正航空法施行を持ちまして、ドローンなどの無人航空機が、有人地帯での補助者なし目視外飛行、いわゆるレベル4飛行が制度上、可能となりました。ドローンなどの産業振興を目指しております私共、一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（所在地：東京都文京区、理事長：鈴木真二 以下：JUIDA）といたしまして、関係各位のご尽力に心より感謝を申し上げます。

JUIDA は、日本でのレベル4飛行を可能とする制度の本格的な施行は、世界でも画期的な出来事であると認識しており、空の利活用において日本が世界を牽引することを改めて自覚する機会であると考えております。新制度がスタートすることは、レベル4飛行の安全な実現に、関係者一同、責任と役割を担い続ける必要があります。JUIDA もその責任と役割の一端を担って、引き続き産業振興に努めて参る所存です。

レベル4飛行を可能とする制度の施行を踏まえ、今後、詳細な事項も決定する見通しで、2022年度を目途に、実際のレベル4飛行が実現できることを期待します。これは、日本国内において、無人航空機を用いた様々な事業が新たな時代に入ることを意味し、JUIDA としましても、みなさまの空の利活用がさらに広がり、新たな産業がさらに振興し、日本社会の課題解決に貢献できますよう、引き続き取り組みを進めて参ります。

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会理事長 鈴木真二

2. JUIDA 会員のみなさまに向けたメッセージ動画

<https://vimeo.com/776496396/f1530092b5>

3. JUIDA 認定スクール向けの登録講習機関支援の取組

JUIDA は登録講習機関としての登録のサポートを希望する JUIDA 認定スクールに対し、「JUIDA 国家ライセンススクール運営支援プラン」として、①「テキスト」②「システム」③「監査」④「講師養成講座」⑤「ひな形」⑥「管理者養成講座」を提供しています。これらはすべて JUIDA が長年に渡り蓄積した知見を活かした完全オリジナルになります。登録講習機関として登録されるためには教材や講師などの用意、国への申請や届出への対応が必要となっており、スクールの登録が難航することが見込まれていました。JUIDA ではサポートを希望する JUIDA 認定スクールに対して、「JUIDA 国家ライセンススクール運営支援プラン」を提供しています。



図 1: 「JUIDA 国家ライセンススクール運営支援プラン」

4. 登録講習機関として登録が完了している JUIDA 認定スクール一覧

JUIDA 国家ライセンススクール運営支援プランの下、国の登録講習機関として登録が完了している JUIDA 認定スクール一覧を公開しました。

<https://uas-japan.org/rta>

<ご参考>

12月5日に施行された改正航空法により、従来飛行を認められていなかった「有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行」（レベル4飛行）の実現に向け、飛行の安全を厳格に担保する仕組みの整備及び第三者上空以外の一定の空域での飛行や、一定の飛行方法での飛行を行う場合の許可・承認についての規制合理化のため機体認証制度と、操縦ライセンス制度が新設されました。

無人航空機の機体認証、操縦ライセンス制度等の創設(2021年6月11日公布) 国土交通省



レベル4実現に向けた制度整備/許可・承認の合理化・簡略化

現行制度：①一定の空域（空港周辺、高度150m以上、人口密集地域上空）、②一定の飛行方法（夜間飛行、目視外飛行等）で無人航空機を飛行させる場合は飛行毎に**国土交通大臣の許可・承認が必要**

飛行の様態	現行法の取り扱い	改正後
「第三者上空」 (レベル4飛行が該当)	飛行不可	新たに飛行可能 (飛行毎の許可・承認※) ※通航管理方法等を確認
「第三者上空」以外で 上記①、②に該当する飛行	飛行毎の許可・承認	原則として飛行毎の許可・承認は不要 ※一部の飛行機種は飛行毎の許可・承認が必要 ※機体認証・操縦ライセンスを取得せずに、飛行毎の許可・承認を省くことも可能 ※飛行経路下への第三者の立入り管理等を実施
これ以外の飛行	手続き不要	手続き不要

①機体認証（新設）を受けた機体、
②操縦ライセンス（新設）を有する者が操縦し、
③運航ルール（拡充）に従う

図2：無人航空機の機体認証、操縦ライセンス制度の創設（引用元：国土交通省）

新設された操縦ライセンス制度では、無人航空機の飛行に必要な知識及び能力の習得のため、民間のノウハウを活用します。条件を満たした民間スクールは国が登録を認めることで「登録講習機関」と位置付け、操縦ライセンスの発行を円滑化します。

操縦ライセンス制度に関する登録講習機関

国土交通省

- 登録講習機関については、『**一等（レベル4相当）までの講習が可能な機関**』、『**二等のみの講習が可能な機関**』及び『**技能証明の更新に必要な講習が可能な機関**』の3つのレベルの異なる機関が存在。
- **2022年9月の登録に係る事前申請開始を目指し、本年7月までに、それぞれの登録講習機関となるために必要な要件（実習空域、実習機、設備、教材、講師）を策定し、既存のドローンスクール（現在、全国約1,200程度存在）が、それぞれの能力に応じた登録講習機関のレベルを選択できるようにする。**
- また、**管理団体の枠組みを活用し、教材の提供や研修の実施、講習内容の外部監査などを通じ、より多くのドローンスクールが登録を受けられるようにする。**

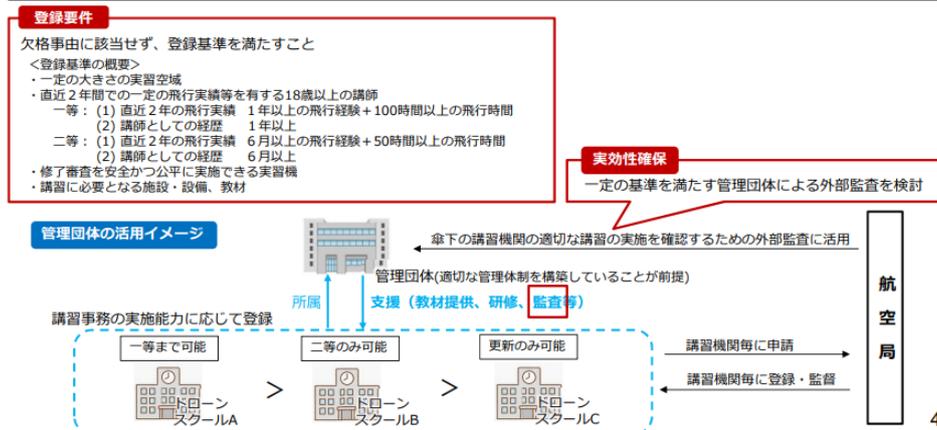


図3：操縦ライセンス制度に関する登録講習機関（引用元：国土交通省）

■一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会(JUIDA) 概要

所在地 : 東京都文京区本郷 5-33-10 いちご本郷ビル 4F

代表 : 理事長 鈴木真二

設立 : 2014年7月31日

事業内容 : 一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会(JUIDA : Japan UAS Industrial Development Association)は、近年飛躍的な発展を遂げている無人航空機システム (UAS) の、民生分野における積極的な利活用を推進し、UAS 関連の新たな産業・市場の創造を行うとともに、UAS の健全な発展に寄与することを目的とした中立、非営利法人として、2014年7月に設立されました。国内外の研究機関、団体、関係企業と広く連携を図り、UAS に関する最新情報を提供するとともに、さまざまな民生分野に最適な UAS を開発できるような支援を行っています。同時に、UAS が安全で、社会的に許容されうる利用を実現するために、操縦技術、機体技術、管理体制、運用ルール等の研究を行うとともに政策提言を行っています。

【本リリースに関する問い合わせ先】

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会(JUIDA) 広報 E-mail : press@uas-japan.org